

令和3・4年度

建設工事等競争入札参加資格審査 追加申請の手引き

書面申請用

- ※ この手引きは、令和2年10月8日付け坂町告示第39号及び令和3年3月16日付け坂町告示第6号の内容の詳細を定めたものです。
書面申請をされる方は、この手引きをよく確認のうえ、誤り・記入漏れ等がないように十分に御注意ください。
- ※ 令和元・2年度の申請様式・申請方法・添付書類等とは一部変更がありますので御注意ください。
- ※ 手書きの場合は、楷書体でハッキリと記入してください。
- ※ 電子入札用のICカードをお持ちの方は、電子申請を行ってください。
何らかのトラブルで電子申請できない場合に、窓口申請を行ってください。

坂

町

目 次

ページ

第1	資格審査の申請手順等	
1	資格審査	2
2	提出書類の提出期間及び提出先	2
3	申請資格	2
4	必要な経営事項審査の総合評定値通知書	3
5	入札参加資格の認定等	4
6	提出書類一覧表（資格審査申請書等）	4
7	提出方法及び注意事項等	5
8	個人情報の保護	6
第2	提出書類の記入要領	
1	共通事項	6
2	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号（その1）〕	6
3	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号（その2）〕	9
4	営業所一覧〔様式第2号〕	10
第3	問い合わせ先等	12

第1 資格審査の申請手順等

1 資格審査

坂町が、令和3・4年度に発注する建設工事等（建設工事及び公共土木施設の維持管理、修繕、保守又は点検業務をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下、「資格審査申請書等」という。）を所定の期日までに提出しなければなりません。

2 提出書類の提出期間及び提出先

提出期間 受付時間〔8：30～17：30〕	提出先
令和3年5月10日（月）から 令和3年5月14日（金）まで	坂町役場 2階 総務部企画財政課財政係 〒731-4393 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号 TEL 082(820)1507
令和3年7月5日（月）から 令和3年7月9日（金）まで	
令和3年10月4日（月）から 令和3年10月8日（金）まで	
令和4年2月14日（月）から 令和4年2月18日（金）まで	
令和4年5月9日（月）から 令和4年5月13日（金）まで	
令和4年9月5日（月）から 令和4年9月9日（金）まで	

※ 主たる営業所：建設業法第3条第1項の営業所のうち、建設業許可申請書別紙二（1）又は別紙二（2）に主たる営業所として記載したものをいいます。

※ 提出期間・提出先を間違えないよう、十分注意してください。

※ 提出期間を過ぎると受け付けることはできません。期間中に必ず申請してください。

3 申請資格

次の各号に該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 申請しようとする業種（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事とする。以下同じ。）について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- (3) 申請しようとする業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による必要な経営事項審査（「4 必要な経営事項審査の総合評定値通知書」にある表のとおり）を受けていない者
- (4) (3)で定める必要な経営事項審査において、申請しようとする業種について、工事種類別年間平均完成工事高（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事においてそれぞれ内訳表示されている工事種類別年間平均完成工事高とする。以下同じ。）がない者
- (5) 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに坂町税又は広島県税の滞納がある者

- (6) 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告をしなかった者
 (過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は坂町の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から24か月を経過している者を除く。)
- (7) プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあっては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者
- (8) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者(届出の義務がない者を除く。)
- ア 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- イ 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- ウ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

建設業者等指名除外要綱により、坂町の指名除外の期間中である方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定を受けた場合も指名除外の効力は継続します。

※上記(1)～(8)の内容を十分に確認し、申請業種・内容をよく確認した上で申請してください。

4 必要な経営事項審査の総合評価値通知書

下表に掲げる日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評価値通知書で最新のものを。

提出期間 受付時間〔8:30～17:30〕	経営事項審査の結果通知書等の審査基準日
令和3年5月10日(月)から 令和3年5月14日(金)まで	令和元年10月10日
令和3年7月5日(月)から 令和3年7月9日(金)まで	令和元年12月5日
令和3年10月4日(月)から 令和3年10月8日(金)まで	令和2年3月4日
令和4年2月14日(月)から 令和4年2月18日(金)まで	令和2年7月14日
令和4年5月9日(月)から 令和4年5月13日(金)まで	令和2年10月9日
令和4年9月5日(月)から 令和4年9月9日(金)まで	令和3年2月5日

また、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類が必要となります。

※1 「審査基準日」とは、次のとおりです。(以下同じ)

- ・経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日
- ・合併時、譲渡時、分割時(以下「合併時等」という。)経審など特殊経審の場合は合併時等

※2 「保険への加入が確認できる書類」とは、次のとおりです。

なお、申請期間内に保険への加入が確認できない場合、受付できませんのでご注意ください。

(1) 雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証(被保険者のうち、建設業に従

事する職員全員分) のいずれかの写し

(2) 健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

5 入札参加資格の認定等

(1) 入札参加資格の認定

入札参加資格を認定したときは、坂町ホームページで公表します。

(2) 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和3年度及び令和4年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができません。また、令和5年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請及び入札参加資格の認定を受けることができません。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和3年度及び令和4年度中に坂町が発注する建設工事において下請けをすることはできません。また、令和5年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、坂町が発注する建設工事において下請けをすることはできません。

(3) 入札参加資格の有効期間

この資格が認定された日から令和5年3月31日まで有効です。ただし、この入札参加資格は、有効期間以降においてもその年度における入札参加資格が認定される日までは有効とします。

なお、有効期間内であっても、認定された業種の建設業許可の取消し等により許可が無くなった場合は、当該業種の入札参加資格は失効します。

6 提出書類一覧表（資格審査申請書等）

提出書類は、次の表のとおりとします。様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

(必要書類)

番号	資格審査申請書等	○必須 △該当の場合	注意事項等
1	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書 【様式第1号（その1、2）】	○	
2	建設業許可申請書の写し	○	・更新手続中の場合のみ提出。 ・直近に申請した受付印のある建設業許可申請書（建設業法施行規則に定める別記様式第1号及び別表）の写し。
3	必要な経営事項審査の総合評価値通知書の写し	○	・広島県知事許可業者が窓口申請を行う場合に限り、広島県知事が受理済みである経営事項審査の総合評価値請求書の写し、登録経営状況分析機関が発行した経営状況分析結果通知書の写しも可。

番号	資格審査申請書等	○必須 △該当の場合	注意事項等
4	坂町税について滞納がないことを坂町長が証した書面（写し不可） 広島県税について滞納がないことを県税事務所長が証した書面（写し可）	○	<ul style="list-style-type: none"> 申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 坂町内又は広島県内に営業所等がないなどのため、坂町税又は広島県税を納める必要のない場合には不要。この場合、様式第2号の余白に「坂町税、広島県税については、納税義務がありません」と記入する。 広島県税について 証明手数料：400円 県税のページ（納税証明に関する手続） 「https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/1176862855636.html」 坂町税について 証明手数料：300円 ※ 坂町役場総務部税務住民課へお問合せください。 TEL 082(820)1502・1503
5	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3のいずれかによる納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し	○	<ul style="list-style-type: none"> 申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されます。 消費税及び地方消費税について 証明手数料：400円 （オンライン交付請求の場合：370円） 国税庁のページ（納税証明書の交付請求手続） 「http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm」 ※ 詳細は最寄りの税務署へお問合せください。
6	営業所一覧表【様式第2号】	○	<ul style="list-style-type: none"> 広島県内に建設業法上の届出をしている営業所が複数ある場合には、全部記入する 県外業者で、広島県内に建設業法上の届出をしている営業所がない場合には、坂町との契約締結権限を有する最寄りの営業所を一つだけ記入する 営業所等がない場合も提出する
7	誓約書【様式第3号】	○	
8	委任状（代表取締役等から支店長などに対する委任事項を証した書面）（写し不可）【様式第4号】	△	<ul style="list-style-type: none"> 営業所一覧表【様式第2号】で記載の営業所ごとに必要
9	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し	△	<ul style="list-style-type: none"> 加入している者のみ提出 申請日の3か月前の日以降に発行されたもの

（注意点）

新型コロナウイルス感染症等の影響による税の徴収猶予等について

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けたことにより、町税・県税・国税の徴収猶予等を受けている事業者については、納税証明書等の提出は不要ですが、猶予の特例が認められていることが確認できる書類（猶予許可通知書の写し等）を提出してください。

7 提出方法及び注意事項等

(1) 提出部数

資格審査申請書等 1部

(2) 提出方法

持参、郵便又は信書便による。

(3) 注意事項

ア 経営事項審査の申請又は入札参加資格審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった場合には、競争入札参加資格を認定しないことがあり、また、認定を受けた後でそれらの事実が判明した場合は、認定を取り消すことがあるので十分注意してください。

イ 受付後に申請内容を確認するため、連絡することがありますので、提出した資格審査申請書等の控えを1部作成し、様式第1号（その2）に記入する申請事務担当者が保管してください。

ウ 提出書類の中で、写し等を提出する場合には、複写機による鮮明なもので、A4版に調製したものを提出してください。

エ 提出書類については、6「提出書類一覧表」の順番に「ヒモとじ」してください。
ファイル等に綴じないでください。

オ 入札参加資格申請に関する申請書類はお返ししません。申請時には十分注意してください。

8 個人情報の保護

提出された個人情報は、入札参加資格の審査の目的に利用し、その他の目的では利用しません。

第2 提出書類の記入要領

1 共通事項

(1) 申請年月日については、提出年月日を記入してください。

(2) 提出書類は、建設業法上の主たる営業所（本店・本社）で作成して提出してください。

したがって、申請者は本店（本社）の代表者となります。印鑑は代表者の実印を「印」の箇所へ押印してください。なお、申請者欄については、ゴム印等を使用しても構いません。

また、登記簿上の本店と主たる営業所が異なる場合は、両方を併記してください。

(3) 提出書類の作成に当たっては、各様式に定めのあるものを除いて、申請日を基準日として作成してください。

(4) 申請書類の記入については、ペン又はボールペンで行ってください。シート内に内容を入力後、プリントアウトした紙での申請も可能です。

また、電子媒体による申請はできませんので、A4版用紙に出力してから提出してください。

(5) 各様式の中の「許可番号」欄については、許可番号を右詰めで記入してください。

(6) 「※」の欄には、何も記入しないでください。

2 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号（その1）〕

(1) 「01 法人番号」欄

法人の場合、国税庁から送付された「法人番号指定通知書」に記載された法人番号（13桁）を記入してください。（個人事業者の場合、記入は不要です。）

(2) 「02 現在の建設業の許可番号」欄

ア 申請日現在、許可を受けている最新の建設業の許可番号、許可年月日を記入してください。

イ マスの中は、右詰めで、余白を0で埋めて記入してください。

(例) 広島県知事許可「第99999号」の方の許可年月日が令和2年9月30日の場合、
〈大臣・知事コード〉欄には「

3	4
---	---

」と、〈許可番号〉欄には「

0	9	9	9	9	9
---	---	---	---	---	---

」と、
〈（最新の許可年月日）〉欄には「

5	0	2	年	0	9	月	3	0	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

」と記入して

ください。

元号は「平成→4、令和→5」で記入してください。

大臣・都道府県知事コード

国土交通省	00	群馬県	10	長野県	20	和歌山県	30	福岡県	40
北海道	01	埼玉県	11	岐阜県	21	鳥取県	31	佐賀県	41
青森県	02	千葉県	12	静岡県	22	島根県	32	長崎県	42
岩手県	03	東京都	13	愛知県	23	岡山県	33	熊本県	43
宮城県	04	神奈川県	14	三重県	24	広島県	34	大分県	44
秋田県	05	新潟県	15	滋賀県	25	山口県	35	宮崎県	45
山形県	06	富山県	16	京都府	26	徳島県	36	鹿児島県	46
福島県	07	石川県	17	大阪府	27	香川県	37	沖縄県	47
茨城県	08	福井県	18	兵庫県	28	愛媛県	38		
栃木県	09	山梨県	19	奈良県	29	高知県	39		

(3) 「03 (旧)建設業の許可番号」欄

ア 平成27年11月1日以降、次の事由により、許可番号が変更した方は、変更前の旧許可番号を記入してください。

(ア) 許可換え新規：有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対し、新たに許可を申請し、許可番号が変更した場合

(例) 大臣許可 ⇒ 知事許可、知事許可 ⇒ 大臣許可

(イ) 更新切れなどにより、建設業の許可番号が変更した場合

(ウ) 平成27年11月1日以降、複数回許可番号が変更した場合

「03」の枠内には直前の許可番号を記入し、枠外右にその他の許可番号を新しい順に朱書きで記入し、その旨を申し出てください。

例) 広島県知事許可第44444号→国土交通大臣許可第55555号→現在広島県知事許可第99999号の場合

〈大臣・知事コード〉 0 0 〈旧許可番号〉 0 5 5 5 5 5 3 4 0 4 4 4 4 4

イ 平成27年11月1日以降、合併、事業譲渡、又は分割により、坂町の入札参加資格の承継認定又は再認定を受けた者で、合併により消滅した会社、事業の譲渡者又は分割元の会社（以下、「消滅会社等」という。）が平成27年11月1日以降に坂町の入札参加資格を有していた場合に限り、消滅会社等の許可番号を記入し、枠外右に朱書きで「承継」又は「再認定」と記入してください。

例) 広島県知事許可第55555号（合併により消滅）→広島県知事許可第99999号（承継を受けた）の場合

〈大臣・知事コード〉 3 4 〈旧許可番号〉 0 5 5 5 5 5 承継

複数の会社による合併等の場合で、複数の会社が条件を満たす場合には、2つ目以降の許可番号は枠外に朱書きで記入してください。

(4) 「04 経営事項審査申請書記載の許可番号」欄

ア 提出する経営事項審査の総合評価値通知書等に記載されている許可番号と、「02」で記載

した許可番号が異なる場合にのみ記入してください。（申請と経営事項審査の許可番号とが一致している場合は記入しないでください。）

イ 記入要領は、(2)イを参照

(5) 「05 主たる営業所の電話番号」、「06 FAX番号」欄

建設業法上の主たる営業所の電話番号及びFAX番号を市外局番から左詰めで記入し、市外局番と市内局番等は「- (ハイフン)」で結んでください。

(6) 「07 Eメールアドレス」欄

ア 建設業法上の主たる営業所のEメールアドレスを左詰めで記入してください。

イ 業務上の連絡に対応できるEメールアドレスを記入してください。

ウ 「大文字」、「小文字」、「- (ハイフン)」、「_ (アンダーバー)」、「. (ドット)」等は、明確に記入してください。

エ **必ず「主たる営業所」のEメールアドレスを記入してください。**「主たる営業所」においてEメールアドレスがない場合は、記入不要です。

(営業所が連絡先になる場合は、「様式第2号 営業所一覧表」に記入してください。)

(7) 「08 Eメールアドレス区分」の欄

「07」で記入したEメールアドレスの用途の別を記入してください。

(8) 「09 県内営業所の有無」欄

県内に建設業法上の従たる営業所がある場合のみ「1」を記入し、県内に営業所がない場合は、記入する必要はありません。

(9) 「10 提出する経営事項審査申請書の審査基準日」欄

提出する経営事項審査の総合評定値通知書等に記載されている審査基準日を右詰めで記入してください。

(例) 令和2年3月31日の場合 →

5	0	2	年	0	3	月	3	1	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

元号は「平成→4、令和→5」で記入してください。

(10) 「11 入札参加資格の審査を希望する業種」欄

入札参加資格の審査を希望する業種について、許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を略号で示されている該当する欄に記入してください。

業種の略号一覧

土木一式工事業	(土)	タイル・れんが・ブロック工事業	(タ)	機械器具設置工事業	(機)
プレストレストコンクリート	(プ)	鋼構造物工事業	(鋼)	熱絶縁工事業	(絶)
建築一式工事業	(建)	鋼橋上部	(橋)	電気通信工事業	(通)
大工工事業	(大)	鉄筋工事業	(筋)	造園工事業	(園)
左官工事業	(左)	舗装工事業	(舗)	さく井工事業	(井)
とび・土工・コンクリート工事業	(と)	しゅんせつ工事業	(し)	建具工事業	(具)
法面処理	(法)	板金工事業	(板)	水道施設工事業	(水)
石工事業	(石)	ガラス工事業	(ガ)	消防施設工事業	(消)
屋根工事業	(屋)	塗装工事業	(塗)	清掃施設工事業	(清)
電気工事業	(電)	防水工事業	(防)	解体工事業	(解)
管工事業	(管)	内装仕上工事業	(内)		

※ プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび・土

工・コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事における一般建設業又は特定建設業の区分を記入してください。

- (11) 「12 建設業労働災害防止協会加入の有無」欄（添付書類あり）
 加入している場合は「1」を記入し、加入していない場合は、記入する必要はありません。
- (12) 「13 測量及び建設コンサルタント業務等の入札参加資格審査申請書提出の有無」欄
 町への提出がある場合は「1」を記入し、提出がない場合は、記入する必要はありません。

3 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書〔様式第1号（その2）〕

(1) 商号又は名称等の変更事項

- ※ 経営事項審査申請書（経営状況分析申請書を含む。）提出後に、商号・名称、住所等に変更があった場合に、変更後の内容を記入してください。
- ※ 「14」～「20」までは、変更がない事項は記入しないでください。
- ※ 法人成引継ぎありの場合は、必ず「14」、「15」及び「16」に記入してください。

ア 「14 法人・個人の区分」欄

- (ア) 変更後の組織が法人の場合には、「1」を記入し、変更後の組織が個人の場合には、「2」を記入してください。
- (イ) 個人から個人への引き継ぎを行った場合、又は、有限会社と株式会社の相互間、合名会社と合資会社の相互間の組織変更など、建設業の変更届で処理される組織変更については、記入する必要はありません。

イ 「15 商号又は名称（フリガナ）」欄

- (ア) 商号又は名称の変更があった場合に、変更後の商号又は名称のフリガナをカタカナで記入し、濁点（「゜」）及び半濁音（「゜」）については、1文字としないでください。
- (イ) 株式会社など法人の種類を表す文字については、フリガナは不要です。

ウ 「16 商号又は名称（漢字等）」欄

- (ア) 商号又は名称の変更があった場合に、変更後の商号又は名称が、漢字で表記される場合は漢字で記入し、カタカナで表記される場合はカタカナで記入し、ひらがなで表記される場合はひらがなで記入してください。
- (イ) カタカナ及びひらがなの場合、濁点及び半濁点は1文字としないでください。
 (例)

た	"
---	---

 → 誤
- | |
|---|
| だ |
|---|

 → 正
- (ウ) 法人の種類を表す文字についても、次の略号を用いて「商号又は名称」の前又は後に記入してください。（それぞれの四角は記入欄のマスを表す。）

種類	株 式 会 社	有 限 会 社	合 資 会 社	合 名 会 社	協 同 組 合	協 業 組 合	企 業 組 合	合 同 会 社	有 限 責 任 事 業 組 合
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)
種類	一般財団 法 人	一般社団 法 人	公益財団 法 人	公益社団 法 人	特例財団 法 人	特例社団 法 人			
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)			

(例) 株式会社 =

--

 (

株

)

--

エ 「17 代表者氏名（漢字等）」欄

代表者の氏名を姓と名との間は、1マス開けて記入してください。

(役職は記入しないで下さい。)

オ 「18 郵便番号」の欄

主たる営業所の郵便番号を、左詰めで記入してください。

カ 「19 主たる営業所の所在地市区町村コード」欄

地方公共団体情報システム機構「地方公共団体コード住所」により、該当する市区町村コードを記入してください。(6桁で表示されますが、必ず左から5桁分のみを記入してください。)

地方公共団体情報システム機構：「<https://www.j-lis.go.jp/index.html>」

キ 「20 主たる営業所の所在地（漢字等）」欄

19により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区番号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については、「-（ハイフン）」を用いて記入してください。また、ビル名等は下欄に記入してください。

(例1) 広島県広島市中区基町10番52号「広島県庁ビル6階」の場合

基	町	1	0	-	5	2													
---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

広	島	県	庁	ビ	ル	6	階												
---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(例2) 広島県福山市東桜町3番5号の場合

東	桜	町	3	-	5														
---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(例3) 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号の場合

平	成	ヶ	浜	1	-	1	-	1											
---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※都道府県名・市町村名等は記入しないでください。

(2) 「☆申請事務担当者」欄

※ 当該申請書の作成等、申請事務を実際に担当した者の所属部署名、担当者氏名、連絡先の電話番号、FAX番号及び申請事務担当者メールアドレスを記入してください。

※ 行政書士等代理人が作成等された場合は、欄外の余白に作成者の氏名、連絡先の電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記入してください。

4 営業所一覧〔様式第2号〕（県内・県外全業者必須）

申請日現在で存在する、主たる営業所（＝本店）以外の営業所（＝支店）を記載する様式です。

本店を記載しないでください。

本店以外に営業所がない場合も、「01」から「12」までを空白で提出してください。

(1) 坂町との契約締結権限

坂町との契約締結権限のある営業所（支店）を記載してください。

（坂町と契約締結権限のない営業所や連絡所等は記入しないでください。）

(2) 記載が必要な営業所

ア 県外業者で広島県内に営業所がない場合

主たる営業所（本店）以外で、建設業法に基づくその他の常時建設工事の請負契約を締結する権限を有する営業所（支店）のうちで、様式第1号「1.1 入札参加資格の審査を希望する業種」のうち少なくとも1つ以上の業種について許可を有する最寄りの営業所（1か所）を記載してください。

（例①）本店が東京都にあり、支店が岡山県にあり、広島県内にはない場合→岡山県の支店を記載

（例②）本店が大阪府にあり、支店は広島市のみにあるが、坂町との契約は全て本店で行う→空白で提出

イ 県外業者で広島県内に営業所がある場合

主たる営業所（本店）以外で、建設業法に基づくその他の常時建設工事の請負契約を締結する権限を有し、かつ様式第1号「1.1 入札参加資格の審査を希望する業種」のうち少なくとも1つ以上の業種について許可を有する県内営業所（支店等）を記入してください。

（例③）本店が大阪府にあり、支店が広島市、岡山県にある。 → 広島市の支店のみ記載する。

ウ 県内業者で広島県内に営業所（支店）がある場合

主たる営業所（本店）以外で、建設業法に基づくその他の常時建設工事の請負契約を締結する権限を有し、かつ様式第1号「1.1 入札参加資格の審査を希望する業種」のうち少なくとも1つ以上の業種について許可を有する県内営業所（支店等）を記入してください。

複数の営業所（支店）がある場合は、様式を県内営業所ごとに作成し、提出してください。

（例④）本店が広島市にあり、支店が福山市・山口県にある → 福山市の支店のみ記載する。

（例⑤）本店が福山市にあり、支店が広島市・東広島市にある → 広島市と東広島市の支店を記載する。

広島県内に複数の営業所がある場合は、1枚目の「0.1 営業所番号」欄には0.1を、2枚目の同欄には0.2を、3枚目以降は、0.3、0.4・・・と順次、記入してください。

(3) 「0.2 営業所名称（フリガナ）」、「0.3 営業所名称（漢字等）」欄

ア 会社名は記入せず、「～支店」「～営業所」のみ記入してください。

イ 「0.2 営業所名称（フリガナ）」の記入について

名称のフリガナをカタカナで記入し、濁点（「゜」）及び半濁音（「°」）については、1文字としないでください。

ウ 「0.3 営業所名称（漢字等）」の記入について

名称が、漢字で表記される場合は漢字で記入し、カタカナで表記される場合はカタカナで記入し、ひらがなで表記される場合はひらがなで記入してください。

カタカナ及びひらがなの場合、濁点及び半濁点は1文字としないでください。

（例） → 誤

→ 正

(4) 「0.6 営業所の所在地市区町村コード」欄

地方公共団体情報システム機構「地方公共団体コード住所」により、該当する市区町村コードを記入してください。（6桁で表示されますが、必ず左から5桁分のみを記入してください。）

地方公共団体情報システム機構：「<https://www.j-lis.go.jp/index.html>」

(5) 「07 営業所の所在地（漢字等）」欄

「06」により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区番号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については、「-（ハイフン）」を用いて記入してください。また、ビル名等は下欄に記入してください。

記入例については、3(1)キ（10ページ）を参考にしてください。

(6) 「08 電話番号」、「09 FAX番号」欄

当該営業所の電話番号及びファックス番号を、市外局番から左詰めで、市内局番と市外局番等とは「-（ハイフン）」で結んで記入してください。

(7) 「12 営業所が許可を受けている業種」欄

様式第1号の「11 入札参加資格の審査を希望する業種」の欄で記入した業種のうち、当該営業所で許可を受けている業種を、一般建設業の場合は「1」を記入し、特定建設業の場合は「2」を記入してください。

※許可は有していても、資格を希望しない業種については記入しないで下さい。

(8) 「坂町税又は広島県税の納税義務について」欄

県内に営業所がないなどの理由で坂町税、広島県税の納税義務がない場合は、余白に『坂町税、広島県税については、納税義務がありません。』と記入して提出してください。

第3 問い合わせ先等

1 問い合わせ先

坂町役場 総務部企画財政課財政係

〒731-4393 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号

TEL 082(820)1507

2 入札参加資格審査申請書及び申請の手引きの入手方法

入札参加資格審査申請書及び申請の手引きは、「坂町ホームページ」から入手してください。

坂町ホームページ

「<http://www.town.saka.lg.jp/jigyousya/nyusatu/>」